

## 第2回松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会会議録

- 1 日 時 令和7年7月15日(火)13:30～16:00
- 2 場 所 美保関文化交流館会(1F 会議室)
- 3 出席者
  - (1)委 員(出席9名/10名中)  
和田嘉宥委員(会長)、足立正智委員、坪倉菜水委員、細田智久委員、戎谷省吾委員、大鼓裕次委員、波多野真代委員、北國里美委員、三角邦男委員 〈欠席：島田敏男委員(副会長)〉
  - (2)アドバイザー 増田浩太氏
  - (3)事務局  
文化スポーツ部長 桑原賢司、文化財課長 金山正樹、文化財課歴史まちづくり係長 山崎美沙、歴史まちづくり係 作野達彦、まちづくり部建築審査課景観指導係長 藤井浩純
- 4 議 題
  - ・ 報告
    - (1)松江市屋外広告物条例の改正について
  - ・ 議事
    - (1)第1回松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会での質問・意見のまとめ
    - (2)松江市美保関伝統的建造物群保存地区保存活用計画(案)
    - (3)伝統的建造物(特定物件)(案)
    - (4)修理、修景、許可基準(案)
- 5 議事要旨【議事以降、非公開】
  - ①開会
  - ②挨拶(文化スポーツ部長)
  - ③資料確認
  - ④審議会成立報告
    - ・ 委員10名中9名出席
    - ・ 松江市伝統的建造物群保存地区保存条例第17条第3項の規定に基づき2分の1以上の出席により成立していることの報告
  - ⑤報告事項
    - 「松江市屋外広告物条例の改正について」
      - ・ 事務局説明
      - ・ 委員質疑応答

三角委員	例えばこの石畳通りで、その対象になる看板があるのか。それから電柱に貼ってあるところもあるが、そういうものも規制の対象になるのか。
事務局	常時出でてあって、屋外に出されていて誰も見れるようなものに関しては、屋外広告物に該当する。青石畳通りは入場制限されてるわけではないので、そのように一般の方が見れるようなものは広告物に該当する。

第2回松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会会議録要旨

	<p>ただ、建物の中に出されているものに関しては、屋内になるので、屋外広告物ではない。外にある電柱や壁に貼ってある物は広告物に該当する。そういった広告物に制限にかかってくる。</p>
三角委員	<p>当然撤去を命ずるのですか。</p>
事務局	<p>資料2の下に、自家用広告物の場合が書いてあるが、お店のことは、1敷地内7平米は大丈夫である。電柱にある広告物については、資料2の一番下の道標の場合のところに書いてある。今、設置されている電柱の広告物は許可を取ってあって出されている。</p>
北國委員	<p>今、既存である広告で、これはいけないとか、これはだめですよというのは、誰が見て誰が言うのか。もしいけないという場合、経過措置が書いてあるが、いずれは変えなきゃいけないとか、撤去しなきゃいけないことになると思うが、どなたが見て、だめよと言うのかということもわからないといけない。</p> <p>これからのものに関しては、みんな相談して進めばいいことであるが、既存のものについて掲示不可のものについての対応が気になる。</p>
事務局	<p>一度、建築審査課で見たところ、2つくらい、許可地域だと問題ないけども禁止地域になると引っかかるものがあった。それらについては、また事業者さんと話をして改善していこうと考えている。</p>
足立委員	<p>7平米という基準が出ているが、松江市の一般の景観条例の中での規制だと思うが、私も長年、10年ぐらい景観委員をしてみましたから、そこで揉めたこともよく覚えている。</p> <p>ちょっとした大きな看板になると、2.2メートル3.5メートルでやっと7平米である。1枚であれば、何枚か集まれば、それよりももっと小さくなる。ただ、こないだも言ったが、景観の場合、伝建地区においては、まったく別に扱うべきだと思う。景観審議会と切り離すべきだと思う。</p>
足立委員	<p>景観審議会であくまで審議すべきことだと思うし、この間、市の方から、たつの市の条例の中の、広告の制限っていう基準をいただいたが、約30分の1である。0.2平米。そういったところまでしか許可していない。</p>
足立委員	<p>他にも場所によって、或いは物によって0.4平米になったり1.8平米以下を原則とする、というようなことになっているが、でも7平米っていうのは、簡単に言えば本当にその3メートル位ぐらいの、看板をボカッと出して大丈夫っていうことである。</p> <p>松江市の、ちょっと問題になったのがコンビニだった。コンビニは、もう建物全体が看板みたいなそんな建物である。これから美保関にどんどん人が来れば、そういうコンビニが建たないとも限らない。そういうところをもって、何にも基準が、7平米とだけで、色に対しても非常に曖昧な、基準しかない。これじゃあ、規制も何にもならないと思う。</p> <p>完全に景観の、松江市の一般の景観から、伝建の規制っていうのは外すべきだと</p>

	<p>思う。全く別に、条例を作るべきだと私は思う。</p>
事務局	<p>今まで7平米というのはあくまで1敷地内なので、本当に2×3のようなもの1個作ってしまうと、言われるように基準を満たしていることになる。これは最低限の基準を定めているものである。資料3の検討事項にも書いているが、統一的なデザインをそろえるなど、運用については今後検討していきたいと思う。</p> <p>0.2平米だと多分、丸々旅館って書くだけでアウトになってしまうので、観光地で旅館もあるし、どんな伝建かは、いろんな地区ごとで違うものなので、あくまでこれは最低限守っていただきたいという基準である。今後、実際に設置する場合には、文化財課と協議しながら、資料3のように進める形になると思う。その中で、よりよいものが作れたらと考えている。</p>
和田会長	<p>伝建地区ということでこのような禁止地区に定められたということで、了解してよろしいか</p> <p>多分、これから景観に関する問題があると思うが、いろんな看板が出てくる可能性もある。そういったものは、場合によっては、審議会でも諮る必要があるかもしれない。場合によってはガイドライン的なものを作っていくということも必要かなと思うが、そこあたり事務局としては考え方があるか。</p>
事務局	<p>屋外広告物条例の改正については、6月議会で提案しているところで可決をされたところである。</p> <p>この運用につきましては、皆さん意見もあると思うが、文化財課と建築審査課とで協議をしながら進めていきたいと思っている。</p>
和田会長	<p>多分これから具体的にできると問題になってくる可能性がある。それ以前に何か案を出してもらい、やはり場合によっては審議会でもちょっと検討してみるということが必要かと思う。</p>

⑥議事事項【一以下非公開一】

- (1) 第1回松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会が出た質問・意見のまとめ
- (2) 松江市美保関伝統的建造物群保存地区保存活用計画(案)
- (3) 伝統的建造物(特定物件)(案)
- (4) 修理、修景、許可基準(案)

⑦その他

事務局より説明

- ・今後のスケジュール
- ・ご意見募集

⑧閉会